

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○熊田委員長代理 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

まず、ここまでの質疑に関連しまして、私からも法定審理期間訴訟手続について伺いたいと思います。

さつきのやり取りを伺っていてちよつとひっつかかったのは、大臣は、我々が呼んでいる期間限定訴訟という呼び方をあえて使わずに、法定審理期間訴訟手続という言葉を使われていました。

法定審理期間訴訟手続って、別に法律にそういう用語があるわけでもないと思いますので、ちよつと確認したいんですが、大臣の認識としては、この手続は期間限定ではないというふうに認識されているということでしょうか。

○古川国務大臣 私は、表現の仕方、用語の使い方として、法定審理期間訴訟手続というふうに呼んだ方が適正であろう、適切である、ふさわしいというように思っています。

○階委員 大臣は、これは期間限定と言うとミス

リーディングになってしまおうというふうに考えているということでしょうか。

○古川国務大臣 期間限定と申しましたときに、あくまでも、この期間にこだわって、期間の短短のみにこだわった何か制度のような、そういう印象が強調されるのかなというふうな印象を持ちます。それが悪いというわけではありませんけれども、私どもとしては、先ほど来使っております用語の方が、よりこれを適切に表現しているなというところがございます。

○階委員 いや、ちよつと、そういう言い方をされると、この制度の趣旨がどんどん曖昧になっていくと思うんですね。

なぜならば、私、今手元に法務省が作ってくれたこの法案の説明資料を持っているんですが、この手続、期間限定訴訟と我々が呼ぶ手続が設けられた理由として、現行民法には、審理期間を定めた規定はなく、当事者は、審理終結等の時期の見込みが立たない、これをもって、当事者双方の申出、同意があれば、一定の事件につき、手続開始から六か月以内に審理終結、そこから一月以内に判決をする制度の創設というふうに書いていますね。ですから、まさにこれは、期間限定というのが本来の趣旨であったということではないんじゃないでしょうか。

これは、この制度を設けても期間限定されなければ、そもそもこの制度創設の理由に反してしまおうということになると思うんですが、違いますか。

○古川国務大臣 もちろん、この制度の中に、期間ということがその一つの要素になっておるわけ

ですけれども、しかし、この制度を利用するかどうかというのは、あくまでもその当事者の御判断、当事者が希望した場合にこういう利用ができるということでありまして、そういう意味では、呼称はともかくとして、そういう当事者の希望によって活用できる制度であるということでもあります。

何か強制的に、不本意であってもその期間が限定されてしまうというようなものではございません。

○階委員 なぜこの制度をつくったかというところ、現行民法では、審理期間を定めた規定がない、そして、当事者は審理終結等の時期の見込みが立たない、こういう問題意識から制度はつくられているわけですね。

ところが、いろいろ調べてお話を聞いてみますと、この制度ができたとしても、当事者は乗換え自由だと。当事者の一存でもって通常の訴訟手続に移行できるわけじゃないですか。そうすると、そもそも制度を設ける意味がないというふうになりませんか。

なぜ一存で乗換え自由というふうな仕組みにしたんでしょうか、教えてください。

○古川国務大臣 この制度を創設しようとする背景には、やはり、その期間の予測可能性を高めたという一つの考え方があります。一方で、裁判、訴訟をする当事者の利益が不当に侵害されるようなことがあってはならないという要請もまた一方にあるわけです。このバランスを上手に両立させる中で、制度を考えた、設計をしたということでは、要するに強制ではない、その当事者自身の

判断、希望によってこの制度を利用するか選べる、降り自由であるということでございます。そういうふうな制度のたてつけでございます。

**○階委員** 要は、期間限定というものが絶対的なものじゃなくなり、毒にも薬にもならない制度になっていくわけですよ。それだけではなくて、今大臣が言われたように、降りるのが自由、相手方の意向は関係なく、一方当事者の一存で降りるのが自由だということは、相手方当事者の期待を裏切るちやぶ台返しのようなものなわけですよ。

民法の二条に、当事者の責務ということで、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならぬという定めが置かれております。こうした観点から見ても、この制度設計はおかしいのではないかと思います。なぜ、降りる場合に相手方当事者の同意を要件としないのでしょうか。この点についても、これまで議論になっていきますので、お答えいただけますか。

**○古川国務大臣** それは、あくまでも当事者双方の合意が必要であると。（階委員「降りる場合ですか。降りる場合ですよ」と呼ぶ）いやいや、だからこそ、降りる場合には、要するに、片方が希望しないということでありますから、片方が希望した場合には、両者が、双方共にというこの条件が崩れますので、ですから、この利用はできないということでございます。

**○階委員** いや、そういうことではなくて、始まる場合は、当事者が双方合意の上で始まっているんですけども、降りる場合は、片っ方がやめますと言ったらそれで終わりなんです。通常訴訟に移

行しているんです。これはおかしくないですか、信義則に反するんじゃないですかということを探ねているんです。なぜ降りる場合は勝手に一方だけで降りられるのかということを探しているんです。

**○古川国務大臣** いや、そもそも、まあ通常の手続と言ってしまうでしょう、この法定審理期間の制度ではなく、通常の、これまでの従来の現行制度における運用では、あえて期間を限定せずに裁判が、訴訟が行われるわけですよ。

今回、新たにこういう新たな制度を創設をしたということなわけですけれども、その際に、当然、両方の当事者の希望、合意があつて初めてこの制度が活用ができるということでありまして、しかし、片方がやはりこの制度を利用はしたくないという意思をお持ちであれば、それは原則に立ち返って、本来といいますか通常の形に戻るわけですから、そこは信義則違反ということにはならないと思います。

**○階委員** いや、ちょっとよく分からないんですけれども。

ともかくにも、最初は合意して始まるわけじゃないですか。合意して始まったら、当然、途中で変えるのも合意によって変えるというのは、契約の場合は当然ですよ。契約の場合、合意して決めたものを一方だけが勝手に破棄するということとは通常あり得ないわけですし、なぜこの手続では一方だけが勝手に破棄して元の裁判に戻るのか、おかしいんじゃないですか、第二条の訴訟上の信義則にも反するんじゃないですかということ

を聞いていますよ。

**○古川国務大臣** 契約の場合を引かれましたけれども、これは、通常の契約の場合に合意したじゃないかということではなくて、これは、仮に制度が、手続を開始したとしても、その途中から片方が、やはりこの制度利用はやめたい、ここから降りたいということになる、これは制度上そういうたてつけになっていまして、それを前提で開始を合意するわけですので、それは信義則違反ということにはなりません。

**○階委員** なるほど。要するに、当事者は、どうせ合意しても後からひっくり返されるということをお前提としてこの期間限定訴訟を利用するということをおっしゃったわけですけども、それだともそもその目的が果たされませんよ。そういうリスクを、途中でひっくり返されるリスクも考えてこの制度を利用するというわけですか。それだと全然、審理終結の時期の見込みが立たないんですか。元々の制度趣旨に反するんじゃないですか。おかしくないですか。

**○古川国務大臣** これは冒頭申し上げましたように、期間の予測可能性を高めたいという要請が一方にあります。片方に、やはり裁判に関する不当な、裁判を受ける権利の、それが不当に侵害されることがあつてはならないという要請が片方にはあるわけです。その両者が調和する形でこの制度の設計を目指しております。

その際に、やはり基本は両者の合意、一緒にやりますよ、早く終わらせましょうというような合意があつた場合には、これはこの活用がスムー

ズにできるのだろうと思います。しかし、事情によって、始めてみたけれども、様々な事情というのはあるんだろうと思います。それこそ、委員は弁護士でいらっしやるから実際よく御存じだと思いますけれども、様々な事情があるだろうと思います。その際に、ちゅうちよせず、やはりこれは降りるといいますが、やはりこれは保障されていきやいけないと思うんですね、制度としてですよ。その意味で、こういう制度のたてつけになっている。

ですから、それは、一旦合意したものを覆すのは信義に反するというような、そういう問題ではなくて、あくまでも裁判を受ける権利というものをしっかりと保障をするという、その精神にのっとったものだと思いたいと思います。

○階委員 バランスを取ることなんですけれども、その結果、期間限定されるのかと思いきや、そうでもない。当事者が期間限定だと思っていれば、もつと長くかかっちゃうといったようなことも起こり得るわけであって、このような制度が果たして利用されるのだろうかというふうに思うわけですよ。私は、さっき言ったように、やはり訴訟上の信義則というのは民法上の大原則ですからね。これがちよつとないがしろにされているんじゃないかと思っています。

同じように、私はこの訴訟上の信義則に照らしてどうなのかと思うのが、請求の認諾とか請求の放棄という仕組みが民法であるわけですね。この請求の認諾とか放棄も、一方当事者の一存で訴訟そのものから降りられるわけです。相手方当

事者の期待が裏切られる場合もあって、現に、近畿財務局で公文書改ざんを命じられ自殺に追い込まれた赤木俊夫さんの夫人が提訴した国家賠償請求訴訟では、国が証人尋問前に請求を認諾して訴訟を終結させて、相手方当事者の赤木さんが抱いていた事件の真相解明の期待が裏切られたわけですよ。

請求の放棄や認諾を行う場合も、この訴訟上の信義則という観点から、相手方当事者の同意を要件とする、こうした見直しも、今回民法を変えてるのであれば併せて検討されてもよかったです。ないかと私は思うんですけれども、大臣、こうした訴訟上の信義則という観点からの民法の見直し、先ほど大臣は、今回の見直しは使い勝手をよくする、利用しやすくするといったようなことをおっしゃっていましたけれども、信義則をちゃんと守るといっても併せて改正の観点に入れて、請求とか認諾、一方当事者の一存でやれないようなことにするということも考えてよかったです。ないかと思うんですが、大臣のこの点についてのお考え、伺ってもいいですか。

○古川国務大臣 その信義則ということから請求の認諾ということに話が及んだわけですが、この請求の認諾というのは、請求自体を認めて、その請求の内容が実現するわけでありまして、ですから、これは、その意味では、争いのあったところが、その争いが解消されるという意味では、信義則違反というような話にはなかなかつながらないのではないかなというふうに思うのですけれども。

〔熊田委員長代理退席、委員長着席〕

○階委員 やはり、相手方当事者は、お金がもらえればいいと思って裁判を起こしているわけでは必ずしもない。やはり、何のために裁判を起こしているかということであると、真相解明というものも一つの大きな目的であったりするわけです。そういう中で、国が当事者となる裁判において、安易に請求を認諾して一方当事者の期待を裏切っているのかどうかというのが問題だと思っています。今日は財務省に来ていただいていますけれども、今取り上げた国賠訴訟における請求の認諾に当たって、請求金額の多い少ないはどういうふうに影響しているのか、考慮しているのか、この点についてお考えをただしたいと思います。

○嶋田政府参考人 お答え申し上げます。一般に、認諾ということでございますと、請求金額の多寡を含めて、原告の御請求内容の可否を適切に判断した上で行われることになるのではないかと考えております。

本件につきましては、国の責任は明らかである、損害賠償請求額についても妥当なものであると判断し、認諾を行ったところでございます。

○階委員 妥当だと今おっしゃいましたけれども、以前、前川委員がこの場で、同様の案件に比べて、認諾された今回の一億円超の金額というのは非常に大きな金額だということを指摘されて、私も弁護士なんです、前川先生のお話を聞いて、ごもつともだなというふうに思いました。

財務省にお尋ねしますが、請求金額の多寡も考慮要素になるといふことなので、どれだけの金額

になればこれは認諾が認められないのか、基準などがあるのか、もし基準があるということであれば、今回は基準を満たしているということなのか、法務省とその判断をめぐって相談したのかということについてお答えいただけますか。

○嶋田政府参考人 お答え申し上げます。

具体的にどのように請求金額を検討したかということとは、国としての訴訟方針等を明らかにすることであり、将来における国の訴訟活動や、それからその方針を推知されかねないということから、これは従来よりお答えを差し控えていただいております。

いずれにせよ、本件につきましては、法務省にも御相談申し上げ、それから損害賠償額、決裁文書の改ざんという重大な行為が介在しているという本件事案の特殊性に鑑みれば、妥当なもの判断したということでございます。

○階委員 皆さん、国民の税金でお金を払うわけですよ。皆さんの税金じゃないんですよ。税金の使い方について、財務省ですからね、説明責任があるでしょう。なぜこれが適正だと言えるんですか。説明責任を果たしてください。

一億円、ほかの裁判に比して、同種の案件に比して異常に高いという指摘が専門家である前川先生からあったわけですよ。適正だと言えるんだつたら、その理由をきちっと説明してください。もう一回お願いします。

○嶋田政府参考人 今回の国家賠償訴訟というのは、赤木さんが公務による心理的、肉体的負荷を原因としてお亡くなりになったということに関する

損害賠償請求訴訟でございます。

国は、まさにそれについて責任があるということをお認めし、損害賠償額をお支払いすることになったということで、それは、今申し上げますとおおり、改ざんという重大な行為が介在したという特殊性に鑑みれば妥当であるということと判断したということでございますが、その中身については、先ほどから申し上げましたとおり、どのように請求金額を検討したかということも明らかにするのは、国としての訴訟方針等を明らかにすることになり、将来における国の訴訟活動やその方針を推知され、ないことから、従来よりお答えを差し控えていただいているということでございます。

○階委員 いや、先ほど、請求額の多い少ないが一つの判断材料になるとおっしゃいました。これ、仮に請求額が一億じゃなくて十億とか百億だったらどうしていたんですか。教えてください。

○嶋田政府参考人 一般論としては、請求金額の多寡を含めて、原告の請求内容の当否を適切に判断した上で認諾ということになるかと思えますが、階先生のお尋ねは仮定の御質問ということでございますので、それについての直接のお答えは差し控えたいというふうに思います。

○階委員 ここで、こういういいかげんな基準で、国民の税金で勝手に認諾されるような今の仕組みというのを変えたいと思うんですね。そのためには、一つの案として、相手方当事者の同意を得ないと認諾はできないというような仕組みにするか、もう一つやり方があると思います。今回の法案で

も訴訟に関する手数料の見直しの一部含まれておりますけれども、認諾の濫用を防ぐために、訴え提起の手数料構造を見直して負担を軽減するべきではないかというふうに思います。

私が今日お配りしている訴えの提起の手数料の体系というのを見ていただきたいんですが、これは訴額が百万円の場合は手数料一万円、一千万だと五万円、一億だと三十二万円、百億円だと一千六百二十万円。これは、同じ国賠訴訟で、責任の認定とかそんなに審理する内容は変わらないにもかかわらず、訴額によって手数料が大きく変わるところで、訴えを提起する側は、本来だったらもっと請求したいのにこれぐらいの金額にしておこう、それは手数料を抑えるためなんです。そういうことよって、逆に、訴えられる国の側からすると、訴額が少ないので認諾しやすくなっているという問題があると思います。

この手数料が訴額によってどんどん増えていくような仕組み、これは改めていいのではないかと思います。これはなぜこんな手数料の体系になっているんでしょうか。最高裁からお答えいただけますか。最高裁は答えられない、いいです、じゃ、じゃ、法務大臣に提案します。

私が言っているのは、こういう訴額によって手数料がどんどん上がるようなシステムではなくて、むしろ訴え提起の場合は、ある程度固定的な金額にして、訴えを起こして勝ったという場合には勝った金額に応じて追加で手数料を納めてもらうというやり方の方が、訴えをする側からとっては訴えがしやすくなりますし、他方、先ほど来取り

上げているような国が勝手に認諾するといったようなことも防げるのではないかと思うのですが、手数料の見直しについて大臣の見解を伺いたいと思います。

**○古川国務大臣** 今委員御指摘の手数料が累進的に変わっていくスライド方式では、裁判制度を利用する者にその制度の運営費用の一部を負担させることとした上、裁判制度の利用者相互の間においても、取得可能な利益の多寡に応じて手数料の額に差を設け負担の公平を図ることを考慮したものであり、また、副次的に濫用的な訴訟の防止という観点をも踏まえたものと認識をいたしております。

訴額に応じて手数料の金額が増加する現行のスライド方式は、今申しましたように、裁判制度の運用費用の負担の公平を図るといふ観点からすると、なお合理性があるんだというふうに考えております。

もつとも、現時点で確定的な見直し、将来の見直しを申し上げることは困難ではございますけれども、今般の裁判手続のIT化によりまして、仮にこの法改正が実現した、その場合には、事務の合理化が図られて、そして裁判制度の運営コストが全体として低減されるということも期待されるところだと考えております。

したがって、今後の訴え提起の手数料の在り方につきましては、施行後における裁判手続の事務処理の実態などを踏まえながら、負担の公平の見地から必要な検討を行ってまいりたいと思っております。

**○階委員** この訴訟の手数料については、国民に利用しやすい訴訟制度にするという今回の法改正の目的にも沿っていますし、また、先ほどから申し上げておりますように、国が当事者となった場合、税金を使って安易に認諾するということを防ぐ一つの手段でもなり得るということで、是非御検討いただきたいと思っております。請求の認諾の問題、そして求償権を行使していない問題は、また別途取り上げたいと思います。

財務省はもう御退席いただいて結構です。残り時間が短くなってきましたが、一つ気になつていふことを、法案に関して取り上げます。

今回、当事者の口頭弁論へのウェブ参加は認められるのに、裁判官や傍聴人のウェブ参加を認めないのはなぜなのか。この点について、これは、制度設計したのは法務省だから、法務大臣によるしんどうでしょうか。お答えください。

**○古川国務大臣** 当事者の口頭弁論の期日へのウェブ参加は、当事者がウェブ参加を希望する場所で、裁判所が相当と認めるときにされるものでございます。

他方で、現行法下におきましては、当事者は、現実の法廷に出頭して、裁判官の面前で主張を述べることができません。

改正法の下でも、当事者が希望する場合には、裁判官に現実に対面して主張を述べることが保障される必要があると考えられることから、裁判官が在廷することなく、ウェブ会議の法廷で口頭弁論の期日に参加することを認めることについては、慎重な検討を要するものと考えております。

そこで、改正法案が施行された場合にも、裁判官は法廷に現実的に在廷することとし、当事者が裁判官と現実に対面して主張を述べる機会を維持することとしたものでございます。

また、現行法下では、傍聴に関しては、現実の法廷に赴けば、裁判官の発言や態度を含め、法廷全体の様子を観察することができます。

憲法上、裁判の公開が要請されている趣旨は、訴訟手続を傍聴人の観察の下で行うことを通じて、裁判の公正等を担保する点にございます。

そうであるとすれば、当事者に口頭弁論の期日へのウェブ参加を認めることとする場合でも、傍聴人は現実の法廷において、そこで実施される手続を傍聴することができるようにすることが、裁判の公開の制度趣旨に沿うものと考えられます。

このため、改正法案が施行された場合にも、傍聴人は法廷の傍聴席において、裁判官が行う手続を観察することができるようにするとともに、法廷に設置されたモニターを用いるなどして、ウェブ会議の方法で参加する当事者とのやり取りを傍聴することができるようにすることを想定しております。

**○階委員** 時間が来たので終わりますけれども、傍聴人がなぜわざわざ法廷に来なくちゃいけないのか、当事者は来なくていいのにといいながら、これも、先ほどの期間限定訴訟と同じく、中途半端だなというふうに思いました。

終わります。